

西宮市結核予防費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法という。」）に基づく結核の定期的健康診断を実施する学校及び施設（国、都道府県及び市町村の設置する学校又は施設を除く。）の設置者（以下「補助事業者」という。）に対し、西宮市結核予防費補助金を交付するものとする。

交付については、西宮市補助金等の取扱いに関する規則（昭和58年規則81号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助金の対象となる事業は、法第53条の2第1項の規定により学校及び施設の長が行う結核の定期的健康診断事業とする。

(交付額の算定方法)

第3条 交付額は、予算の範囲内において、前条の補助対象事業について次に掲げる額のうち少ない方の額に3分の2を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 補助金交付基準により算定した額

補助金交付基準額は、「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に定める別表（健康診断（結核に限る）、管理検診単価表）に基づき算定するものとし、同別表に定める事項の区分ごとの延数に当該事項の単価を乗じて得た額の合計額とする。

(2) 補助対象経費の実支出額

補助対象経費は、補助対象事業に必要な報酬、職員手当（特殊勤務手当）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕料、医薬材料費、光熱水費）、役務費（電話・回線使用料、郵便料、手数料等）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、公課費とする。ただし、当該事業に係る寄附金その他収入がある場合は、その額を補助対象経費から差し引くものとする。

(補助の条件)

第4条 補助事業者は、事業実施に当たり、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が、予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(交付の申請)

第5条 補助事業者は、西宮市結核予防費補助金交付申請書（様式第1号）を当該年度9月30日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条による申請を受理した時は、補助金の交付の適否を決定し、適正と認

められる場合は、その旨を補助金交付決定通知書により通知する。

2 市長は、交付を行わない旨の決定をした時は、補助金不交付決定通知書により通知する。

(交付の変更申請)

第7条 補助事業者は、前条の規定による交付決定後に申請の内容に変更が生じた場合は、西宮市結核予防費補助金変更交付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額の一部を減額する場合はこの限りでない。

2 前項に規定する変更交付申請書は、当該年度12月28日までに市長に提出しなければならない。ただし、不測の事由により内容を変更する場合はこの限りでない。

3 第1項に規定する補助金の変更交付に係る決定及び通知については、前条の規定を準用する。

(交付申請の取下げ)

第8条 補助金の交付を申請した補助事業者は、第6条に規定する交付決定通知書を受け取った日から起算して10日以内に当該申請を取り下げることができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、補助事業完了後5年間保管しなければならない。

(状況報告及び調査等)

第10条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を図るため、必要があると認めるときは、補助事業の遂行の状況または過去の実績等について、補助事業者に報告させ、または当該職員に現地調査を行わせることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、西宮市結核予防費補助金事業実績報告書(様式第3号)を市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は交付すべき補助金の額を確定した後、その旨を補助金交付確定通知書により通知する。

(交付の請求)

第13条 補助金は規則第15条の規定による補助金の額の確定後交付するものとし、補助金の額の確定通知を受け取った日以後適宜定める日までに西宮市結核予防費補助金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

付 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成26年4月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 22 日から実施し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 14 日から実施し、平成 29 年度分の補助金から実施する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 27 日から実施し、令和 6 年度分の補助金から実施する。